

兵庫県青少年赤十字賛助奉仕団規約

第1条（名称）

本団は、兵庫県青少年赤十字賛助奉仕団と称する。

第2条（事務所）

本団は、事務所を日本赤十字社兵庫県支部内に置く。

第3条（目的）

本団は、青少年赤十字の普及発展・加盟促進に協力し、赤十字の精神やその活動の理解・啓蒙に寄与するとともに、日本赤十字社兵庫県支部の行う事業に協力することを目的とする。

第4条（運営の基本）

本団は赤十字奉仕団規則及び本規約の定めるところに基づいて運営する。

第5条（活動）

本団は、支部及び兵庫県青少年赤十字研究協議会（以下「協議会」という）と連携して、次に掲げる具体的活動に従事する。

- (1) 青少年赤十字への加盟促進
- (2) 青少年赤十字加盟校に対する指導・育成
- (3) 青少年赤十字指導者の育成
- (4) 支部の青少年赤十字事業に対する協力
- (5) 協議会関係事業への参加と協力
- (6) 団員相互の研修
- (7) その他、赤十字の理想を達成するために必要な活動

第6条（団員）

本団は、青少年赤十字の指導者であった者やこの教育に深い理解と認識をもっている者（以下「団員」）で組織する。

- 2 団員は、毎年支部に登録しなくてはならない。
- 3 団員は、全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会に入る。

第7条（入団）

前条の資格を有する者で、入団届を委員長に提出して行う。

第8条（退団）

団員は、いつでも退団することができる。

- 2 団員は、退団に際し退団届を委員長に提出して行う。
- 3 団員は、次の各号に該当するときは、これを退団の扱いとする。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 長期間本団の活動に参加しなかったとき

第9条（役員）

本団に次の役員をおく。

委員長1名、副委員長3名以内、庶務・会計若干名、地区委員若干名、会計監査1名

- 2 役員は、総会において選出し、任期は1年とするも再選を妨げない。
- 3 補充の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条（役員の職務）

役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、本団を代表し、その業務を総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の指名する副委員長がその職務を代行する。
- (3) 庶務・会計は、本団に関する庶務及び会計の事務を行い、記録を保管する。
- (4) 地区委員は、各地区団員への連絡、調整をする。
- (5) 会計監査は、団の運営全般について監査する。

第11条（顧問）

本団に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は委員長が委嘱し、総会で承認を得る。

第12条（総会）

本団の最高議決機関として総会を設ける。

- 2 定例総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を招集することができる。
- 3 総会は、団員の過半数の出席（但し、委任状を含む）を以って成立し出席者の過半数を以って決する。可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

第13条（役員会）

本団に、役員会を置く。

- (2) 役員会は、地区委員、会計監査を除く役員を以って組織する。
- (3) 役員会は、必要に応じ随時委員長が招集する。

第14条（役員会の任務）

役員会は、総会で委託された事項の審議・執行にあたる他、次の任務にあたる。

- (1) 本団の活動計画に関すること。
- (2) 収支予算並びに決算に関すること。
- (3) 奉仕活動に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- (4) 団員の研修等に関すること。
- (5) その他、本団の運営に関する事項について審議し、執行すること。

第15条（団費）

本団の運営に必要な経費として、日本赤十字社防災ボランティア保険加入の経費を含み、団費年額2,000円を徴収するものとする。

第16条（経費）

本団の経費は、団費・支部交付金その他収入を以ってあてる。

第17条（会計年度）

本団の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第18条（規約）

本団の規約は、総会において改正することができる。

第19条（その他）

本団の活動に際し、必要な事項については内規によって定めるものとする。

附 則

- 1 兵庫県青少年赤十字賛助会は、昭和54年11月1日に発足し平成13年3月31日を以って終了し、兵庫県青少年赤十字賛助奉仕団に移行する。
- 2 日本赤十字社兵庫県支部の職員は、本団の行事、計画に参加することができる。
- 3 本団の規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 地域での活動充実のため本団に下記の7つの地区割を設ける。
神戸地区・阪神地区・丹有地区・但馬地区・東播磨地区・西播磨地区・淡路地区
- 2 本団の規約は、平成16年11月5日から一部改正し施行する。

附 則

- 1 本団の規約は、平成20年4月1日から一部改正し施行する。

附 則

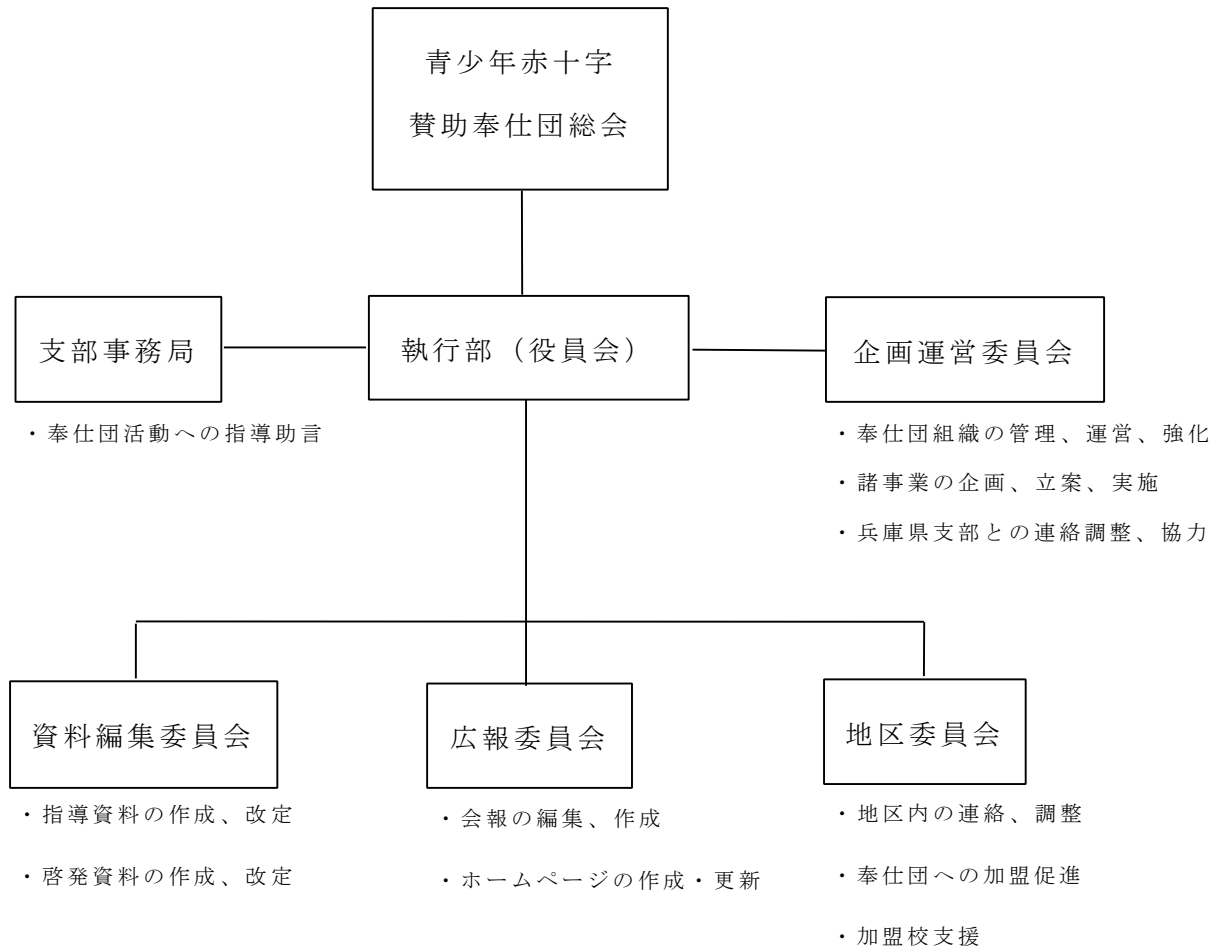
- 1 東播磨地区・西播磨地区・丹有地区の地区割名称を播磨東地区、播磨西地区、丹波地区に変更する。
- 2 別表第1の組織図を追記する。
- 3 本団の規約は、平成24年3月1日から一部改正し施行する。

附 則

- 1 本団の規約は、平成24年4月1日から一部改正し施行する。

(別表第1)

兵庫県青少年赤十字賛助奉仕団組織図



慶弔規程

本団は、下記のとおり、団員並びにその他について慶弔の内規を定める。

記

1. 団員の叙勲・褒章・婚姻等について祝意を表す。
2. 団員の逝去にあたっては、香料を供え、弔意を表す。
なお、規程に記載のない場合は、その都度役員会で決める。
3. この規程の改正は、役員会で決定し、総会において承認を得る。
4. この規程は、平成13年4月1日から施行する。